

一般社団法人日本障害者カヌー協会  
競技関係スタッフ選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下「本協会」という。）の競技活動において選手の育成や強化を行い、パラカヌーの競技活動の発展に携わる候補者の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(競技関係スタッフの資格)

第2条

1. 本協会の競技関係スタッフは、次の要件を満たさなければならない。
  - (1) 本会の会員となり、協会に適用される法令に定められる会員の欠格事由に該当しないこと。
  - (2) スポーツ、パラスポーツ、障害福祉、またはカヌー強化活動の専門分野一つ以上において、専門的な知識や経験を有していること。
  - (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
  - (4) 遵法精神に富んでいること。
  - (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与する意思および資質を有すること。
  - (6) 本協会の活動に対する活動時間を確保できること。
  - (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、「暴力団員」という。）およびその他の反社会勢力であったことがないこと。

(競技関係スタッフ選考委員会)

第3条

1. 理事会は、競技関係スタッフの改選を行う理事会の相当期間前に、本協会の競技関係スタッフ候補者の選考のため、競技関係スタッフ選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成員は理事会が決定する。
3. 委員会に、次の委員を置く。
  - ① 委員長 1名
  - ② 委員 3名以上5名以下
4. 委員は、理事で構成され必要であれば、代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
5. 委員長は、委員の互選で決定する。

(委員会の開催)

第4条

1. 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

2. 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
3. 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
4. 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(競技関係スタッフ候補者の選出)

#### 第5条

1. 競技関係スタッフ候補者は一般公募によって応募された中から選出される。
2. 前年度の競技関係スタッフにおいては、前年度の強化対象選手の推薦によって応募と同等の扱いとする。
3. 対象年度の強化責任者による推薦も応募と同等の扱いとする。

(競技関係スタッフ候補者の決定)

#### 第6条

1. 委員会は、前条に基づき応募者（推薦含む）から、適任者を選出する。この場合において、委員会は、競技関係スタッフについて、次の人員構成となるように努めるものとする。
  - ① 女性スタッフの割合を 30%以上とする。
  - ② 経験年数や実績を中心に選出せず、スタッフの育成を重視し、新任スタッフの割合を 25%以上とする。
2. 委員会は、前項により選出された応募者（推薦含む）から競技関係スタッフ候補者を選考し、競技関係スタッフ候補者名簿を作成し、理事会に答申する。
3. 期中に欠員がでた場合による競技関係スタッフ候補者の選考については、本規程によることを要しないものとする。

(競技関係スタッフの決定)

#### 第7条

1. 前項の答申を受けた理事会は、前条第 2 項の競技関係スタッフ候補者について委員会の答申を尊重して、審議をおこない、競技関係スタッフを決定する。

(本規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

#### 付 則

この規程は、2022年 2月 2日から施行する。